

調 査 の 概 要

- 1 調査の目的 我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体
「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況は、平成23年に日本において発生した日本人の事象を客体としている。
- 3 調査の期間 平成23年1月1日～平成23年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 市区町村 —— 保健所 —— 都道府県 —— 厚生労働省
保健所を
設置する市・特別区
- 6 結果の集計 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

《利用上の注意》

- 1 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数	数値：概数	数値：確定数 (概数に修正を加えたもの)
集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 いずれも前年以前発生のもを含む	集計客体：日本における日本人 (前年以前発生ものを除く)	集計客体：日本における日本人 (日本における外国人、 外国における日本人及び 前年以前発生ものは別掲)
公表：毎月 (調査月の約2か月後)	公表：毎月 (調査月の約5か月後) ：毎年(年間合計) (調査年の翌年6月)	公表：毎年(調査年の翌年9月)

※本概況は太枠の部分である。

報告書(刊行は平成25年2～3月ころ)

- 上巻(人口動態調査の概要及び結果の解析を収録)
- 中巻(出生・死亡・死産・婚姻及び離婚に関する統計表を収録)
- 下巻(死因に関する統計表を収録)

- 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

- 3 用語の解説

- 自然増減：出生数から死亡数を減じたもの
- 乳児死亡：生後1年未満の死亡
- 新生児死亡：生後4週未満の死亡
- 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
- 死産：妊娠満12週以後の死児の出産
- 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
- 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
- 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別(人口千対)死亡率を一定の基準人口(昭和60年モデル人口、19ページ)にあてはめて算出した指標である。